

心配ごとが ありましたら 民生委員児童委員へ

民生委員児童委員は、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の皆さんの立場で親身に相談にのり、必要に応じて、福祉や子育て支援サービスの紹介やサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。委員は個人の秘密を守ることも法律で義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

平成26年度 巡回児童相談について

巡回児童相談は、釧路児童相談所から遠距離にある地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うことで、児童の健全育成を図ることを目的としています。

お申し込みは、相談実施日の1か月前までに下記担当までご連絡ください。

（5月の相談を希望される方は、5月9日までにご連絡ください。）

1. 相談内容

- 18歳未満の児童の心や体に関する相談
- 学校や家庭での問題についての相談
- 療育手帳等の判定
- その他児童に関する相談

2. 相談場所 別海町民保健センター

3. 日 程

実 施 月 日	相 談 時 間
平成26年 5 月28日（水） 29日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成26年 7 月23日（水） 24日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成26年 9 月29日（月） 30日（火）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成26年10月29日（水） 30日（木）	10:30～17:30 8:45～15:45
平成26年11月25日（火） 26日（水）	11:00～17:30 8:45～15:15
平成27年 2 月23日（月） 24日（火）	11:00～17:30 8:45～15:15

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

別海町子ども 発達支援センター からのお知らせ



子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ・ことばの遅れや発音が気になる。
- ・運動が苦手、手先が不器用。
- ・友だちと上手くコミュニケーションがとれない。
- ・落ち着きがない、こだわりが強い。

など、子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談先

- 場 所／児童デイサービスセンター「にこっと」内（別海町別海常盤町280番地）
- 開所時間／月～金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで
TEL 75-1929 E-Mail betsukai-day@educet03.plala.or.jp
（※個別療育中や訪問等により電話に出られない場合があります。）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

献血のお知らせ

平成26年度 第1回献血を実施します

下記の日程で“移動採血車「ひまわり号」”が町内を巡回します。

実施日	実施場所	受付時間
5月19日(月)	コープさっぽろ べつかい店	12:30~16:30
5月20日(火)	J A 道東あさひ上春別支所	9:00~11:15
	(株)明治 西春別工場	13:00~14:30
	森永乳業(株)別海工場	15:00~16:30
5月21日(水)	根室地区農業共済組合	9:00~11:00
	J A 道東あさひ本所兼別海支所	12:30~16:30
5月22日(木)	陸上自衛隊別海駐屯地	9:00~12:00
	J A 道東あさひ西春別支所	13:30~16:30
5月23日(金)	別海町役場	9:00~11:45
		13:00~16:00

年間総献血量は、
男性1,200ml以内
女性 800ml以内です。
※献血カード(裏面)に記載して
おります“次回献血可能日”
をご確認の上ご協力をお願い
いたします。

400ml献血にご協力を!!



※陸上自衛隊別海駐屯地での献血は、自衛隊員を対象としております。
一般の方はご遠慮願います。

日本赤十字社別海町分区分 別海町別海西本町36番地 (社会福祉協議会内) TEL 75-2148

にこにこ赤ちゃん訪問 (乳幼児家庭全戸訪問事業) が始まります

乳幼児家庭全戸訪問事業とは生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を子育て支援センター『はみんぐ』の職員が訪問して、地域の子育てに関する情報を提供し、子育ての悩みや相談を受け、安心して子育てができるようにサポートする事業です。

対象の家庭には事前にご連絡し、都合の良い日程に自宅を訪問します。

また、相談内容や個人情報を守られますので、子育ての悩みなど気軽にご相談ください。必要な場合は専門機関などを紹介することもできます。

問合せ/こども・子育て担当 (内線1313・1314) 又は子育て支援センター TEL 75-1828

臨時福祉給付金 について

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時給付金を支給いたします。

申請・支給手続きについては現在準備中です。準備が整い次第、広報やホームページ等でお知らせいたします。

①給付対象者

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。
※ただし、ご自身を扶養されている方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

②給付額

■給付対象者1人につき1万円

■給付対象者の中で、下記に該当する場合は5千円を加算

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- 児童扶養手当、特別障害手当等の受給者など

③申請手続

- 申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。
- 申請・支給手続きについては現在準備中です。

問合せ/社会・障がい福祉担当 (内線1310)

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になりますが、別海町での申請・支給手続きについては現在準備中です。具体的な手続き方法などが決まり次第、広報やホームページ等で速やかにお知らせします。

■支給対象者

次の要件をどちらも満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※1を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額※2未満

※1 特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給される手当のことです。

※2 所得制限限度額については、担当へお問い合わせください。



■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外です。

- 「臨時福祉給付金」の対象※となる児童

※市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方〔市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く〕

- 生活保護制度の被保護者にあたる児童

<注意点> ●平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含まれます。

●上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。

●平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

■支給額 対象児童1人につき10,000円

■申請手続等

- 申請先：平成26年1月1日時点で住民登録がされている市町村となります。

※例えば平成26年1月2日より後に別海町へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

- 申請・支給手続：現在準備中です。

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。

このため、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたる電話を受けたり、郵便物が届いたときには、次の問合せ先、または、最寄りの警察署（または警察相談専用電話（＃9110））にご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310） こども・子育て担当（内線1313）

「保育園、児童館、児童遊園地遊具」整備工事のお知らせ

下記工事予定期間で整備を実施しますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。
 なお、工事予定期間内において、工事車両が出入りするなど危険が生じる場合につきましては、現地看板で周知いたします。



■工事予定期間 平成26年5月上旬から6月下旬

問合せ／こども・子育て担当（内線1313・1314）

介護相談員派遣事業を開始

町では、町に登録された介護相談員が施設等を訪問し、サービスを利用している高齢者やその家族の相談に応じる一方、事業者サービスの実態を把握するため介護相談員派遣事業を開始します。

本事業により、利用者と事業者の橋渡しをするとともに、近年問題となっている虐待等の改善やサービスの質向上を図ることとしております。

町民の皆さんが安心して介護保険サービスを受けられ、生活の質を高められるよう事業を進めてまいります。

問合せ／高齢・介護福祉担当（内線1315・1316）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
5月	8日(木)	13日(火)	20日(火)
6月	12日(木)	17日(火)	24日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります

参加
対象者

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※参加費は無料です。
 ※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。
 ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先／TEL0153-79-5500（直通） 別海町役場1階福祉部内

「別海町新型インフルエンザ等対策行動計画(原案)」 に関するパブリックコメントの募集について

に基づき、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある感染症が発生した場合に、感染拡大をできるだけ抑えることで町民の生命と健康を守り、町民生活に及ぼす影響を減らすことを目的に「別海町新型インフルエンザ等対策行動計画」(原案)を作成しました。そこで、この計画(原案)について広く町民のみなさんに意見を伺うためパブリックコメントを実施します。

計画(原案)については、町ホームページ又は役場1階町民ロビー、役場各支所、連絡事務所、福祉部保健課、各公民館、図書館、町民体育館にて閲覧資料をご覧ください。

■募集期間 平成26年5月1日(木)から5月30日(金)まで

問合せ／健康管理担当TEL75-0359